

## 電力広域的運営推進機関の2021年度 予算及び事業計画の認可について

### (趣旨)

電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）から、令和3年3月2日付けで経済産業大臣宛てに2021年度予算及び事業計画の認可申請があり、同月10日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）へ意見を求められたところ（資料5-1）。

これに係る審査を実施したので、経済産業大臣への回答について御審議いただく。

### 1. 審査方法

広域機関から申請のあった2021年度予算及び事業計画について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号。以下「審査基準」という。）第1（37）に基づき、当委員会事務局において審査を行った。

### 2. 審査結果

2021年度予算及び事業計画について、審査基準第1（37）に照らして適正であることを確認した（別紙参照）。

### 3. 経済産業大臣への回答

上記2. の審査結果を踏まえ、当委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存はない旨、資料5-2のとおり、経済産業大臣に回答することとしたい。

## 広域機関の2021年度予算及び事業計画の審査結果

審査基準第1 (37)	審査結果
① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基づいていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財務会計省令に基づき、「予算総則」、「収入支出予算」、「予備費」が適正に計上されていることを確認した。</li> </ul>
② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添2の1.(6)に規定する会費、特別会費及び補てん金を収入としていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ①広域機関システムの制度対応に関する設計・開発費用、②容量市場システムの実需給期間業務のシステム化に向けた要件定義・運用設計費用など、業務を適正かつ確実に実施するために必要な費用が適正に計上されていることを確認した。</li> <li>● また、全会員からの会費、一般送配電事業者からの特別会費及び前年度繰越金を収入として適正に計上していることを確認した。</li> </ul>
③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方と齟齬がないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人件費については、事業計画を踏まえた適切な人員計画が立てられ、この計画に基づき適正に計上されていることを確認した。</li> <li>● その他の費用については、個別件名毎に内容を確認し、託送原価として認められない費用や過剰な計上がないことを確認し、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方と齟齬がないことを確認した。</li> </ul>
⑤ 事業計画にあつては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国の審議会等において示された方針を踏まえて、以下の諸制度への対応が盛り込まれているなど、事業計画は適切と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害復旧費用の相互扶助制度の運用</li> <li>➢ 地域間連系線等整備費用の一部への再エネ賦課金方式の交付金等の交付</li> <li>➢ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）に関する交付金の交付、FIT制度に関するプレミアムの交付及び太陽光パネル等の廃棄費用の積立金の管理</li> </ul> </li> </ul>
⑥ 調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達件名毎に内容を確認し、入札実施等を踏まえた費用が計上されていることを確認した。</li> </ul>

※審査基準第1 (37) ④は、「広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度」に関する審査基準のため、該当なし。

●電気事業法（昭和三十六年法律第百七十号）（抜粋）

（予算等の認可）

第二十八条の四十八 推進機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に（推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

一～四 （略）

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二条の二第一項ただし書、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十八、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項の認可をしようとするとき。

六～十三 （略）

●電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）（抜粋）

第1 審査基準

（37） 第28条の48の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可

第28条の48の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可に係る審査基準については、予算又は事業計画が以下の方針に基づき整理されており、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることとする。

- ① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基づいていること。
- ② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要な費用を計上し、別添2の1.（6）に規定する会費、特別会費及び補てん金を収入としていること。
- ③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないこと。
- ④ 広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号）による改正前の電気事業法第93条第1項に規定する送配電等業務支援機関の財産を譲り受けようとする場合には、当該財産について第三者による評価等を受けていること。

- ⑤ 事業計画にあつては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること。
- ⑥ 調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。

## 別添2

電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の15の規定による広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）の設立の認可に係る審査基準については、同条各号に認可の基準が規定されているところであり、同条第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

推進機関の設立の認可については、次に掲げる事項が、広域的運営推進機関設立認可申請書又はその添付書類に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実にであると認められることの基準
  - (1)～(5) (略)
  - (6) 会費に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
    - ① 推進機関の運営費のうち、総会開催費等に係る費用については、理事会が会員の数を勘案して決議する額を、会費として全ての会員に課す旨
    - ② 推進機関の運営費から、上記①により得られる会費及び前年度からの繰越金を差し引いた額については、理事会が一般送配電事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要を勘案して決議する額を、特別会費として一般送配電事業者である会員に課す旨
    - ③ 推進機関の運営費のうち、電源入札等を実施した場合に必要な補てん金については、理事会が決議する額を会費等に加え一般送配電事業者たる会員に課す旨
    - ④ 推進機関の運営費のうち、容量市場における入札を実施した場合に必要な補てん金については、理事会が決議する額を会費等に加え一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に課す旨

### ●広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号） （抜粋）

（予算の内容）

第三条 推進機関の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。

- 一 第七条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由
- 二 第八条第二項の規定による経費の指定
- 三 その他予算の実施に関し必要な事項

(収入支出予算)

第五条 収入支出予算は、第二条第二項の規定により経理を区分した場合には当該経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(予備費)

第六条 推進機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 推進機関は、予備費を使用したときは、速やかに、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(支出予算の流用等)

第八条 推進機関は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適當かつ必要であるときは、第五条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2 推進機関は、予算総則で指定する経費の金額については、経済産業大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間若しくは他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3 (略)

(事業計画)

第十条 電気事業法（以下「法」という。）第二十八条の四十八の事業計画には、法第二十八条の四十各号に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。

## ●電気事業法（昭和三十六年法律第百七十号）（抜粋）

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。

二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を行うこと。

三 送配電等業務（一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針（第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

四 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。

四の二 第三十三条の二第三項の規定による検討及び送付を行うこと。

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。

五の二 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

- 五の三 前号に掲げる業務（第二十八条の四十七第一項、第二十八条の五十一第一号及び第九十九条の八において「広域系統整備交付金交付業務」という。）を実施するため、第二十八条の四十七第一項に規定する広域系統整備計画を策定すること。
- 六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- 七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- 八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。
- 2 推進機関は、前項各号に掲げる業務のほか、電気事業の広域的な運営の推進に資するため、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付することができる。
- 3 推進機関は、前二項に規定する業務の実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策の内容について配慮しなければならない。

経済産業省

官 印 省 略  
20210302資第17号  
令和3年3月10日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

広域的運営推進機関の2021年度予算及び事業計画の認可について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の48に規定する予算及び事業計画の認可について、貴委員会の意見を求めます。

2021年度予算及び事業計画認可申請書

広域総第96号

令和3年3月2日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営推進機関  
理事長 金本 良  
住所 東京都江東区豊洲 15

電気事業法第28条の48の規定に基づき、2021年度予算及び事業計画の認可を受けたいので、別紙のとおり申請します。



## 電力広域的運営推進機関 2021年度予算（案）

## 予算総則

## ■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2021事業年度収入支出予算は、別紙「2021年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

## ■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、2021事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額 (百万円)	年 限	理 由
システム開発等に 係る経費	2,000	2021年度 ～ 2026年度まで	複数年にわたる契約等を 締結する必要があるため
賃貸借経費	7,000	2021年度以降 10年以内	複数年にわたる契約等を 締結する必要があるため

## ■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（経費名） 役職員給与  
退職給付引当金繰入  
交際費  
電源入札拠出金

## ■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

## ■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

(別紙)

## 2021年度収入支出予算

(単位:千円)

支 出					収 入				
科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付業 務勘定	電気事業法第 28条の40第2項 の規定に基づ き行う業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定	科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付業 務勘定	電気事業法第 28条の40第2項 の規定に基づ き行う業務勘定	左に掲げる 業務以外の 業務勘定
人件費	2,117,569	-	14,040	2,103,529	会費収入	10,992,753	-	39,666	10,953,087
役員給与	1,764,278	-	11,697	1,752,581	会費	17,500	-	63	17,437
退職給付引当金繰入	68,857	-	457	68,400	特別会費	10,975,253	-	39,603	10,935,650
その他人件費	284,434	-	1,886	282,548	その他収入	-	-	-	-
租税公課	5,867	-	-	5,867	前年度よりの繰越金	2,234,993	-	8,065	2,226,928
固定資産関係費	6,939,880	-	-	6,939,880					
有形固定資産取得費	463,898	-	-	463,898					
無形固定資産取得費	5,794,896	-	-	5,794,896					
その他固定資産関係費	658,845	-	-	658,845					
修繕費用	22,240	-	-	22,240					
運営費	3,718,301	-	32,300	3,686,001					
支払利息	60,854	-	-	60,854					
予備費	385,275	-	1,391	383,884					
合 計	13,227,746	-	47,731	13,180,015	合 計	13,227,746	-	47,731	13,180,015

(注)各勘定に共通する事項の配分は、各勘定に属する人員割合、各勘定の事務所として使用している面積割合、均等割合等又はこれらの組合せにより配分する。

## 電力広域的運営推進機関 2021年度事業計画（案）

本機関は、「電気事業法」（以下「法」という。）第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用を推進するため次の業務を行う。

### 1. 再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換

5～10年後の再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代型ネットワークへの転換、そして2050年カーボンニュートラルの実現に向け、本機関では以下の3点の取組を実施する。

- ・ 再生可能エネルギーが主力電源となっている社会の実現のため、系統設備形成、系統利用のあり方を確立する。
- ・ 再生可能エネルギーが主力電源となり電源構成が変化する中においても、過剰な設備を持たず、停電リスク抑制の観点から安定供給が脅かされないように適切に需給バランスを評価できる仕組みを整える。
- ・ 中長期的な社会構造の変化等を見据えた需要想定を行う。

#### 1-1. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第1項第4号）/入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第1項第5号）/送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第1項第8号）

##### (1) 供給計画を通じた次世代型ネットワーク構築のための設備形成

今後の電源構成の変化も見据えた、新たな供給信頼度評価を深化させる。また、各事業者からの供給計画を通して国内の需給バランスを評価するとともに、電源・送電線の開発・休廃止等の適切性を確認し、供給力改善に向けた調整や電源入札の要否を含めた検討を行い、国において適切に対処すべき事項については、安定供給の観点から意見等を付して経済産業大臣に送付する。マスタープランにおける定期評価を通して、将来の電源ポテンシャルにかかる情報を収集し、次世代型ネットワークへの転換を見据えた設備形成につなげる。

##### (2) 需要想定に関する業務、並びに夏季及び冬季の電力需給検証

需要想定は、需給バランス評価や調整力公募、容量市場等の起点となる情報であり、その確度、説明性、透明性が不可欠であるため、電力需要や経済関連の各種データ分析、ヒアリング・文献調査等により、需要想定を改善を継続し

て行う。新型コロナウイルスの世界的流行による中長期的な経済・社会構造の変化を踏まえ、電力需要への影響を分析・評価し、今後の需要想定に織り込む。また、電源入札の検討開始要否や国の節電要請の判断に資する需給検証において、需給バランスの評価方法として2021年度中に確率論的アプローチの適用可否を検討し、判断する。

### (3) 次世代型ネットワーク整備のグランドデザイン

#### ① マスタープラン

国における中長期的なエネルギー政策と整合し、かつ国民負担を抑制していく観点から、費用便益評価に基づく系統の増強判断に係る仕組みの検討と整理を行う。その上で、広域連系系統のあるべき姿の提示及びその実現に向けた取組の方向性、さらに今後増強が必要となる具体的な系統の長期展望も含めた広域系統長期方針を策定する。

#### ② 系統利用に関するルール

発電コストの最小化と再生可能エネルギーの有効活用を可能とする仕組みを整備するため、既存の系統設備を有効活用し、速やかに再生可能エネルギー等の新規電源の接続が可能となるように、ノンファーム型接続の導入に必要な課題を整理し、関連するルール整備を行う。加えて、コネクト&マネージの推進やN-1電制に係る費用精算の詳細検討、ガイドライン作成及び規程類の改定を行う。

#### ③ 広域系統整備計画

現行の広域的取引の環境整備に関する検討開始要件のほか、マスタープランにおける費用便益評価を用いた広域連系系統の定期評価を踏まえた具体的な増強計画を広域系統整備計画として策定する。また、事業実施主体が作成する実施案について、系統の安定性やコストについて評価・確認し、計画の信頼性を向上させる。現在進行中の広域系統整備計画(北本連系設備(新々北本)、東北東京間連系線及び東京中部間連系線の広域系統整備計画)について、国民負担抑制を念頭に、定期的な工事進捗状況の確認やコスト検証を行う。

#### ④ マスタープランを支える仕組み

老朽化が進む電力流通設備については、必要な設備更新が適切に行われるような仕組みを構築するため、リスク評価等による標準的な手法を定めたガイドライン作成を行う。また、マスタープランにおける系統の増強要否を定期的に評価する仕組みを構築する。

### (4) 効率的なアクセス業務

再生可能エネルギー電源等のポテンシャルを考慮し「プッシュ型」による計画的な設備形成を行うために、一括検討プロセスを開始したことに伴い、洋上風力の公募プロセスとの連動も踏まえ、当該検討プロセスの課題を把握し改善

を行う。

また、事業者の適切な事業性判断の一助となるよう、本機関が受付したアクセス検討案件については、所定の規程・指針に則り、一般送配電事業者が作成した回答案に対して適切な妥当性評価を行った上で事業者に回答しており、引き続き回答内容の客観性を維持するとともに、接続検討の品質についても継続して確認し、事業者の連系対応への信頼性を向上させる。

加えて、系統アクセス業務の検討が適切に行われているかを評価・確認するため、2020年4月にアクセス検討回答内容を本機関が把握できる体制を整えたことから、本機関受付以外のアクセス検討案件についても、本機関が客観的視点で一般送配電事業者が適切に検討しているかを検証する分析方法を確立する。

#### (5) グリッドコードの検討

自然変動再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、自然変動再生可能エネルギーの制御機能や柔軟性を有する火力発電の重要性が高まっている。また、災害の多い日本においては、コスト等も考慮しつつ、分散性も高く、災害への耐性が強い再生可能エネルギーの導入を含め、系統全体のレジリエンスを強化していくことで、低炭素社会の実現と、停電リスクの低減を実現する。

こうした状況を踏まえ、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会や電力レジリエンスワーキンググループにおいて、グリッドコードの整備に向けた検討を進めることとされたところ。再生可能エネルギーの大量導入を見据えた適切なグリッドコードの整備は、系統の安定化をもたらすのみならず、再生可能エネルギー主力電源化に向けて再生可能エネルギー発電量の増加を可能とするものである。そこで、当面は2030年度エネルギーミックスの実現に向けて、「短期的（2023年4月適用想定）に要件化が必要な技術要件」を検討することを目標とし、2021年度においては以下の取組を実施する。

再生可能エネルギー大量導入に向けて、再生可能エネルギー出力制御の合理化と電力の安定供給を両立するため、費用対効果、公平性等を考慮しつつ、周波数・電圧調整力、系統事故・擾乱時の対応能力を確保する等の解決策を講じるため、短期的（2023年4月適用想定）に要件化が必要な技術要件を中心に、グリッドコードの検討を進める。

### 1-2. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第1項第8号）

#### (1) 地域間連系線の管理

2024年に一次調整力を含めて広域需給調整の環境整備が完了することを

踏まえて、2023年までに必要なシステム開発を完了させるとともに、広域需給調整の妥当性を評価するための仕組みの整備を完了させるため、2021年度においては以下の取組を実施する。

- ・ 2022年度に需給調整市場で商品追加される三次調整力①に対応した広域機関システムの改修を2021年度中に行う。
- ・ 広域需給調整システムが2021年度から全エリアで展開されることを受けて、広域需給調整が適切に行われているか確認するために連系線潮流量を評価する。

また、2022年にインバランス料金の仕組みが変更されることから、インバランス料金算定の根拠となる広域予備率の算定やその妥当性の評価を行うとともに、ゲートクローズ毎に広域予備率を公表する仕組みの整備を2021年度中に完了させるため、2021年度においては以下の取組を実施する。

- ・ 広域予備率を算定するために各エリアの供給力想定に連系線を介した供給力の把握が必要となることから、2021年度中に連系線想定潮流の算定方法の見直し及びその演算ツール整備を行う。
- ・ 広域予備率管理下における追加供給力対策に移行する際の、広域予備率の数値基準の見直し要否の分析や現行の需給ひっ迫融通指示を判断している予備率との相関等に係る実績評価を実施する。
- ・ インバランス料金制度が2022年度から開始されることから、広域予備率のタイムリーな情報公表を行うための広域機関システムの改修を2021年度中に行う。

その他、以下の業務を実施する。

- ・ 経過措置計画等の管理、承認電源等の申請の受付・審査  
広域メリットオーダーを実現するための連系線利用ルール見直し（間接オークション導入）に伴う、承認電源等の新規及び変更申請を受付、定期審査を行う。同様に2025年度までの暫定措置として導入が決定した経過措置計画について、銘柄廃止などの受付、管理業務並びに制度趣旨に沿った入札行動等を行っているかを定期的に監視し、不適切行動を見つけた場合は是正を促す。
- ・ 連系線の運用容量及びマージンの算出・公表  
社会基盤である電力インフラを系統利用者が最大限利用できるよう、供給信頼度を確保した上で運用できる連系線の限度値及び異常時等の電気の受給や広域的な調整力調達のために必要なマージンの値を算出し、公表する。  
連系線の運用容量設定等にあたっては、系統の安定性等を評価・確認する必要があることから、信頼性の高い管理に寄与するために、系統解析ツールに

よる潮流等の解析を通じて、業務品質の向上を図る。

## (2) 作業停止計画の調整

送配電網の強靱化のため既存設備の計画的な更新が進むことから、流通設備・電源設備の保守との両立が必要となる中、事業者間の利害調整を促すことで全体最適な作業停止調整を実現する。

具体的には、年間計画・月間計画・計画外・緊急時における、広域連系系統等の停止に関する計画を取りまとめ、連系線の運用容量に影響を与える電力設備の作業停止計画について調整を行い、作業停止計画を適切な時期に公表する。

他方、2024年度から開始される容量市場の実需給2年前の容量停止計画による調整が2022年度から開始されることから、2021年度中に容量停止計画と作業停止計画を整合させるための作業停止計画調整マニュアルや作業停止計画記載要領の見直しを行う。

さらに、系統混雑を前提とした系統利用のあり方の議論など、他の制度変更や環境変化を見据えて、具体的な対応を検討する。

## (3) 調整力及び必要予備力のあり方の検討

日々の安定供給は、一般送配電事業者による適正な供給予備力の確保、周波数制御のための調整力の確保、連系線のマージン運用等によって維持されている。それらの必要量は現在の電源運用状況等のデータ分析により算定し、足下では調整力公募の枠組みで、今後は容量市場や需給調整市場の枠組みにより調達され、電気料金の抑制と停電リスクの低減を両立している。

また、再生可能エネルギー主力電源化に向けては、必要となる供給予備力及び調整力(周波数調整力、慣性力、同期化力、電圧調整力等)について、電力需給の実績データから将来の電力需給状況を想定して適切な対応策及び必要量を算定し、その調達方法及び環境整備方策を策定する。そして、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、低炭素社会の実現と安定供給の両立につなげていく。本機関は、上記に示したようなこれまでの活動に加え、各種の状況変化を踏まえて検討する必要から、2021年度においては以下の取組を実施する。

- ・ 需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力のあり方、及び供給信頼度維持のための必要な予備力のあり方について、容量市場・需給調整市場の導入等の状況変化を踏まえた検討を進める。なお、需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力のあり方については、一般送配電事業者による2022年度向け調整力公募スケジュールを踏まえ、2021年上期を目途に検討を進める。供給信頼度維持のための必要な予備力のあり方については、2022年度供給計画や2026年度向け容量市場オークションを踏まえ、2022年度末を目途に、必要により検討を進める。
- ・ 再生可能エネルギー主力電源化に向け、電源の運用状況等のデータの分析、

調整力の必要量・調達方法、必要予備力・供給信頼度の評価方法、及び算定ツールの整備等を通じて調整力及び必要予備力のあり方の検討を行う。

再生可能エネルギー主力電源化に向けた一次検討については、2021年度上期を目途に検討を進める。

#### (4) 需給調整市場

再生可能エネルギーが主力電源を担うなか、一般送配電事業者が日々の安定供給及び電力品質を維持することで、電気を売買する事業者の安定した事業運営とともに、消費者が安心して電気を使用できる環境を実現する。そのために必要となる調整力の調達・運用について、広域化等による需給調整の効率化や、市場メカニズムの採用による透明性の向上、またDR（デマンドレスポンス）事業者や新電力等の新規事業者をも含めた調整力確保の仕組みにより、競争環境を構築することで調整力の調達・運用コストの効率化・低減化を実現し、電力システムを利用する全ての事業者や消費者にとってのメリットとする。

本機関は、この調整力を効率的に調達するプラットフォームとなる需給調整市場の開設を目指して、調整力を5つの商品に細分化し、それぞれの詳細制度設計を取りまとめてきたところ。今後は、三次調整力①の市場開設に向けた準備を進めるとともに、残る一次調整力及び二次調整力①・②についても2024年度の市場開設を目指し、必要な詳細制度設計を進めていく。

そこで、2021年度においては、以下の取組を実施する。

- ・ 2022年度に市場開設する三次調整力①に関する準備を完了させる。
- ・ 一次調整力、二次調整力①・②に係る技術的要件や複数商品の同時約定・アセスメント方法等について、蓄電池やDR等の新しいリソースに関する事項も含め、取組の進んでいる海外の事例を参考にしつつ、詳細検討を進める。

#### (5) 需要者スイッチング支援

消費者が先進的な他業種と同等に円滑に電気を選択できるよう、配電事業制度やシステムのリプレース時期を見据えて、2022年度末を目途に手続とシステムを再構築する。2021年度は、需要者の本人確認方法の見直し等に関するこれまでの意見について、実務者会議を開催して方針を決定する。

#### (6) 系統情報の公表

国が定める「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

#### (7) 広域機関システムの開発及び維持管理の効率化

本機関は、連系線の 신설・増強を最大限活かし、連系線を介した電力取引を含めた広域運用を促進する観点から、2028年度の佐久間周波数変換設備及び東清水周波数変換設備の増強を見据えて、2027年度までに広域機関システムの改修を完了させる。

また、小規模な電源等を集約する特定卸供給事業者（アグリゲーター）等の新形態の事業者が参入する社会への移行を、2030年度頃を目途に完了させるために、本機関は以下の取組を行う。

- ・ 特定卸供給事業者のような新形態の事業者の参入が増加することを踏まえて、広域機関システムの登録手続きや計画提出等の作業が煩雑化する恐れがあるため、これらを簡素化するための機能改良を含めたシステム改修を実施する。
- ・ 今後、多種多様な新形態の事業者の出現や将来的に実施される大きな制度変更に対応できるシステムへの移行を目指して、容量市場等の大きな制度改革が落ち着く2024年度以降に実施する次期システムのリプレイス検討に着手する。

さらに本機関は、広域機関システムが計画値同時同量下における計画提出、系統情報の公表、連系線の管理・監視等の重要な役割を担っていることから、広域機関システムの正常な運用を維持する。

2021年度における広域機関システム開発及び維持管理に係る取組としては以下のとおり。

- ・ 2020年度中に運転開始予定の飛騨信濃周波数変換設備に係る旧来の不要な機能や情報を削除する等により、ミスオペレーションを回避するためのシステム改修を実施する。
- ・ 既存の事業者への機能改良ニーズのアンケートを引き続き実施するとともに、必要に応じて新形態事業者に対応した改良項目を精査した上でシステム改修を行う。
- ・ 次期システムに求められる要件や実現性を検討する上で参考となる他社事例の調査や技術的な調査を行い、開発ロードマップを含めて必要な要件等を確定させる。新形態の事業者に対応できるよう機能改良を含めたシステム改修を行う。
- ・ 広域機関システムに係る保守及び性能維持の管理を行う。
- ・ なお、システム開発においては目的適合性を十分に配慮しつつ、維持管理を含めて、CIO補佐官（システム開発の専門家）によるコスト精査を実施することや、システム開発前に有識者会議等でシステム化範囲等の妥当性についての確認を行うこと等によって効率性向上に向けた取組を行う。

## 2. 電力の安定供給に向けた中長期的な供給力の確保

電力の安定供給に向けた中長期的な供給力の確保によって、電力取引価格の安定化を実現し、電気事業者の安定した事業運営、電気料金の安定化や中長期

にわたる停電リスクの低減等の消費者メリットを実現する。

## 2-1. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第1項第5号）

### (1) 容量市場の詳細設計及び運営

今後、容量市場の実効初年度となる2024年度に向けて、実効性テストや容量停止調整(2022年度)、必要に応じて行う追加オークション(2023年度)等の準備を行っていく。また、その後も2021年度以降、毎年メインオークションを実施していくため、容量市場の市場管理者として円滑な市場運営を行うとともに、必要な制度詳細検討を進めていく。

そこで、2021年度においては以下の取組を実施する。

- ・ 2020年度のメインオークション実施後の議論を踏まえて、必要な詳細制度検討及び市場ルールへの反映を進める。
- ・ 2021年度以降のメインオークション等の円滑な実施に向けて効率的な運営体制・システム等の整備を進める。
- ・ 2024年度に始まる実需給業務、及びそれまでの実需給前業務（実効性テスト・容量停止調整など）について、詳細制度検討・運営体制・システム等の整備を進める。
- ・ 事業者向け・一般向けの情報発信に努め、容量市場に関する制度理解を促進する。

なお、システム等の整備においては、目的適合性と効率性を考慮し、開発範囲を明らかにしたうえで競争入札等によるコストダウン策を同時に進める。

### (2) 供給計画を通じた需給バランスの評価及び電源入札等の要否検討

今後の電源構成の変化も見据えた、新たな供給信頼度評価を深化させる。また、各事業者からの供給計画を通して国内の需給バランスを評価するとともに、電源・送電線の開発・休廃止等の適切性を確認し、供給力改善に向けた調整や電源入札の要否を含めた検討を行い、国において適切に対処すべき事項については、安定供給の観点から意見等を付して経済産業大臣に送付する。さらに、多様な供給力の提供が実現されるために、特定卸供給事業者・配電事業者が電気事業者として参入できる環境を供給計画においても整備するため、供給計画様式を確定する。併せて、高経年化設備の更新計画の評価などに必要となる新たな情報収集・把握項目を検討するとともに、2023年度に導入予定のレベニューキャップ制度との連携を図る。2024年度から、必要供給力が容量市場を通じて確保される等を踏まえた供給計画のあり方を検討する。

### 3. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1項第1号）

#### （1）会員の需給状況の監視

会員から提出される需要計画に基づいた供給力の確保状況、当日運用における供給区域の需要や主要発電所の稼働状況等供給力の状況、さらには供給区域間をつなぐ連系線運用状況の監視・管理を24時間・365日の体制で行うことにより、需給状況の悪化時に適切な指示や要請を行う。

また、各種計画が送配電等業務指針に照らして適正な内容で提出されるよう、複数の計画間の整合性及び計画と実績の差（インバランス量）についてチェックを行い、適宜事業者に対する注意喚起を行うとともに、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては改善を求め、必要に応じて指導を行う。既に指導を行った事業者に対しては、インバランス量を重点的に確認し、改善を確実なものとする。

#### （2）大規模停電リスクに備えた運用対策

大規模停電の発生リスクを低減させ、かつ大規模停電発生時の停電復旧時間を短縮させる観点から、これらに必要となる基準や考え方を一般送配電事業者と協調して検討し、必要に応じ一般送配電事業者の手順書等の見直しを図る。具体的には、大規模災害発生時にも広範囲な停電を回避するため、広域連系系統での適切な負荷遮断のあり方や系統分離方策の整理等を実施する。また、広範囲な停電からの復旧遅延リスクを抑制し、復旧時間をさらに短縮する方策の整理を実施する。

### 4. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第1項第2号）

平常時・緊急時を問わず安定供給のために全国大での需給調整を行う。具体的には、災害や電源トラブル等により、会員の需給状況が悪化するような場合、市場活用も考慮しつつ、需給状況を改善するため、需給ひっ迫融通等必要な指示を行う。また、再生可能エネルギーの出力増加等で、供給区域の需要に対する供給力が余剰になるような場合は、送配電等業務指針に基づき、長周期広域周波数調整を実施する。広域需給調整が全社展開されることから、需給ひっ迫時に広域需給調整が円滑に行われない場合にも確実に需給改善を行うための体制や運用方法を確立する。

また、需給バランス維持を目的に一般送配電事業者が再生可能エネルギーの出力制御を行った場合に、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則、並びに出力制御の公平性の確保に係る指針、及び広域機関の送配電等業務指針に照らして、「発電事業者から見て、再生可能エネルギー抑制の指令は、公平に実施されたのか」という視点から、毎年度終了後に一年間の抑制

回数を確認し、公平性の確保に係る指針の内容に則り、検証し結果を公表する。

## 5. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第1項第7号）

### （1）苦情又は相談の対応

電気供給事業者等から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情・紛争についての申出又は相談を受けたときは、事業者の機会損失を最小限に抑えるべく、回答その他の初動措置を速やかに行うとともに、論点整理や事業者毎の申出を踏まえた解決案の提供を行い、早期の解決に努める。

初動の措置では解決できず、さらなる対応が必要な場合においても、裁判外紛争解決手続の活用や、電気供給事業者に対する指導又は勧告等の必要な措置を講じ問題の解決に努める。

また、電気供給事業者等の、送配電等業務指針等のルールに基づく業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、事業者の事業機会の拡大につながるよう、本機関のウェブサイトでは事案を公表し、広く周知する。

### （2）紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決事業者として、本機関の役職員以外の学識経験者、弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

## 6. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第1項第6号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

## 7. 前1.～6.の附帯業務及び災害対応関連業務（法第28条の40第1項第9号、法第28条の40第1項第4号の2及び法第28条の40第2項）

### （1）報告書の作成及び公表

電力需給や電力系統の状況等について、本機関が収集した情報及び会員から提供される情報に分析を加え、各ステークホルダーに有益な情報となるよう報告書を取りまとめ公表する。2021年度は業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、系統アクセス業務に関する実績、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直し、に関する報告書を作成し公表する。

## (2) 調査及び研究

容量市場、需給調整市場、設備形成、電源接続と系統利用ルール、調整力及び需給バランス評価等の検討に資する調査、その他内外の電気事業に関する技術動向、制度政策、電力需給のリスク分析等に関する調査及び研究を行う。国の審議会における検証結果も踏まえ、中長期的には海外関係機関との双方向の関係構築を視野に入れつつ、2021年度は理事長による海外機関訪問を原則として2回行う等海外情報収集を強化する。

## (3) 災害等への対応

緊急時は、防災業務計画に基づき構築した緊急連絡体制及び災害対応態勢の下、昨今激甚化している大規模自然災害の発生に備え、国と密接な連絡調整を図り、国の防災業務との連携・連動を強化する。一方、平常時は、本機関の災害対応力の強化に向けて災害対応訓練を継続的に実施するとともに、災害等の発生により本拠点の施設や役職員等が被災した場合には、事業継続計画（BCP）に基づき優先継続業務を確実に遂行できるよう、同計画の実効性を向上させる。

また、災害等により、東京の本拠点が使用不能となるような万一の場合に備え、大阪に構築したバックアップ運用拠点において系統監視等の重要業務が確実に遂行できるよう、システムの稼働確認を含む職員の対応訓練を実施するとともに、バックアップ拠点のさらなる整備について検討し、必要な整備を行う。

さらに、本機関は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく指定公共機関であることを踏まえ、関係省庁と連携し、国等の情報連絡会、訓練等に積極的に参加し、不測の事態への対応力を高める。

加えて、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、必要な対応を行う。(法第28条の40第1項第4号の2)

災害復旧にかかる費用について全国大で負担・費用回収する相互扶助制度の申請受付・交付金の交付業務を行う。(法第28条の40第2項)

## 8. 本機関の目的を達するために必要な業務(法28条の40第1項第10号)

### (1) 広報

本機関の業務の透明性を高め、電気事業者をはじめとして社会にも理解されるよう、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的発信、広報の充実・強化に努める。

2021年度は、ウェブサイトのリニューアルを行い、見やすさ、分かりやすさに重点を置きユーザーの利用目的に応じた利便性の向上を図る。さらに、定期的なアンケートの実施等により、ユーザー満足度、意見を収集し必要な見

直しを図っていく。

また、報道機関等への対応を通じて、本機関の業務に関連した情報を正しく分かりやすく伝える。

#### (2) 情報システムのセキュリティ対策

電力の安定供給を担う本機関の業務及び電気事業者との連携において、消費者が安価な電力を安心して利用できるよう、本機関及び電気事業者の情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を高めて、大規模停電に至るセキュリティ事故発生をゼロにする。

2021年度は、オリンピック・パラリンピックに備えた教育や訓練を実施して機密性を高め、デジタル化やテレワーク等の業務変革により完全性と可用性の向上を図った広域機関の情報基盤のリプレースを完了させる。

#### (3) 職員の確保・育成

職員の確保については、本機関の的確な業務遂行に必要な要員を常時確保しつつ、将来性ある新卒者と専門的知見を有する人材の採用を進め、中長期的に機関採用職員比率を高める。また、職員の育成については、プロパー職員等のスキル向上を図る。

2021年度は、中途採用の機会を増やすなどの施策を展開し、大手電力出向者比率を、2021年度末時点55%（2019年度末比3%ダウン）を目標とするとともに、職員の育成については、OJTを基本としつつ、能力向上を図るため、採用時研修、内部・外部研修の実施、併せて若手職員を対象とした機関外（関係省庁・電気事業者）への出向・派遣を実施する。

#### (4) 新業務

2020年6月に成立した「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」により、本機関に以下の業務が追加されることとなった。

- ・ 一般送配電事業者が作成する災害時連携計画の内容の確認
- ・ 災害復旧費用の相互扶助制度の運用
- ・ 広域系統整備計画の策定・国への届出及び計画に位置づけられた地域間連系線等整備費用の一部への再エネ賦課金方式の交付金等の交付
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）に関する交付金の交付
- ・ 今般導入されるFIP制度に関するプレミアムの交付
- ・ 太陽光パネル等の廃棄費用の積立金の管理

これらの業務を確実に遂行するため、2021年度においては2022年度施行となるFIT制度の移行、FIP制度の開始を十分に行える体制整備を行う。そのため、人材確保のみならず、特に、多くの金額や区分経理、あるいは複数のシステムの移管等を扱うこととなることから会計面、情報システム、

監査等の強化を行う。

新業務に向けたシステムについては、2022年度から各業務が開始できるよう、2021年度は業務設計と一体となった検討を進め、実業務開始に備える。

FIT制度・FIP制度に関する交付金等、多額の資金管理を行うため、会計スキルの高い人材を採用する等、経理業務の体制を強化する。また、資金が適切に管理されていることを第三者により客観的に検証する外部監査の対象範囲・導入時期等を決めるため、新業務の執行体制・業務設計の整備に併せて、その内部統制及びリスクの評価を行う。

なお、2022年度施行業務の準備に必要な人員増に伴い現拠点が狭隘化することに加え、関係者とのより円滑な調整や委員会等の効率的な開催を図るため、アクセスの利便性を考慮し新たな運用拠点を開設する。

#### (5) 内部監査によるモニタリング

本機関の業務が、関係する法令・諸規程等に則り適正に行われているか、業務の中立性・公平性、財務報告の適正性、及び文書管理・情報管理の適正性を重点とした内部監査を実施する。そのうち、情報セキュリティは、本機関の情報システムは社会的重要性が高く、第三者による専門性・客観性を要することから外部委託を活用して監査を実施する。

#### (6) その他

政府において検討中の様々な制度改正等の実施や需給ひっ迫を受けた検証結果を踏まえ、所要の本機関の業務が発生する場合は、適時適切に対応する。

### 9. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第1項第3号）

電気事業法等の改正及び国の審議会等の検討内容を踏まえ、定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更等の検討を進める。具体的には、新たな制度、業務への対応として、2022年4月施行を目標に以下に関するルール整備を実施する。

- ・ 配電事業者や特定卸供給事業者の創設
- ・ FIP制度に関するプレミアムの交付
- ・ 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立金の管理 等

経済産業省

20210310電委第3号  
令和3年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

広域的運営推進機関の2021年度予算及び事業計画の認可について（回答）

令和3年3月10日付け20210302資第17号により貴職から当委員会に意見を求められた広域的運営推進機関の2021年度予算及び事業計画の認可については、認可することに異存はありません。